

子ども手当に関する決議

子ども手当については、平成23年10月からの支給と平成24年度からの恒久的な制度設計についての協議を定めた特別措置法が制定された。もとより、子ども手当は少子化対策、子育て支援の大きな柱として国主導で進められてきたものではあるが、財源の一部負担をはじめ、住民に対する具体的な施策の展開は地方が担ってきたところである。

しかしながら、今回の子ども手当の改正にあたっては、地方の意見を聞くことなく、国による一方的な改正手続きが行われたことは誠に遺憾である。また今回の改正は、財源の負担割合、制度改正に伴う事務の増加と混乱、住民への制度改正内容の周知期間等、課題が山積する内容となっている。

平成24年度からの制度設計については、地方等と十分な協議を行い、その理解を得るように努めるとする今回の特別措置法の趣旨にそって、地方等の意見を十分に聞くとともに、それを新しい制度に反映されるよう、強く要請する。

また、少子化対策、子育て対策の一環であるこの手当が保育サービス等をはじめとする子育て関係施策とのバランスに十分配慮され、国として一貫性を持った政策に位置づけられるよう併せて強く要請する。

以上 決議する。

平成23年10月14日

第159回北信越市長会総会